

# メガ・エッグコレクトサービス契約規約

平成 30 年 10 月 1 日

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

(規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ（以下「当社」といいます）が提供するメガ・エッグコレクトサービス（以下「本サービス」といいます）について定めます。

2 当社は、本規約に基づき、本サービスを提供します。

3 本規約は、別途当社および利用者との間で締結する IP 通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます）の一部を構成するものとし、本サービスの利用に関して本規約に定めのない事項は、約款及び個別サービスに関する利用規約が適用されるものとします。また、本規約の内容と約款に定める内容が抵触する場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとし、本規約の内容と個別サービスに関する利用規約の内容が抵触する場合には、個別サービスに関する利用規約の内容が優先的に適用されるものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本サービスの利用を受ける者（以下「利用者」といいます）の承諾を得ることなく、本規約又は個別サービスに関する利用規約を変更することがあります。この場合には、本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の内容によるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約及び本サービスに関する利用規約等において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (2) 「IP 通信網サービス」とは、IP 通信網を利用して行う電気通信サービスをいいます。
- (3) 「IP 通信網サービス契約」とは、当社との間で IP 通信網サービスの提供を受け

るための契約をいいます。

- (4) 「IP 通信網サービス利用者」とは、当社と IP 通信網サービス契約を締結している者をいいます。
- (5) 「申込者」とは、本サービスの利用を希望し本規約に基づく所定の申込みをしようとする者をいいます。
- (6) 「個別サービス」とは、本サービスとして利用者に提供される本規約の別表 1 に定められた各サービスをいいます。
- (7) 「利用規約」とは、個別サービスの提供にあたって定められた個別の規約をいいます。

(利用条件)

第 4 条 本サービスの利用申込みを行うことができる者は、IP 通信網サービス利用者に限ります。

(申込み)

第 5 条 申込者は、本サービスの利用申込みにあたって、あらかじめ本規約及び利用規約の内容に拘束されることを承認の上、当社所定の方法により当社が別途定める事項を当社へ提出して頂きます。

- 2 当社は、IP 通信網サービス契約一つにつき、一つの利用契約を締結するものとし、当社は利用者が選択した個別サービスを提供するものとします。
- 3 利用者は、当社が別表 1 で定める個別サービスのうちから、利用を希望する個別サービスを 1 個から選択するものとします。ただし、利用者は、1 個から合計 3 個を超えない範囲で個別サービスを選択できるものとします。
- 4 利用者は、個別サービスの利用に関し、約款、本規約、個別サービスに関する利用規約に定めがない事項については、個別サービスを提供する提携事業者（以下「提携事業者」といいます）が定める約款、利用規約及びその他の規約の定めが適用さ

れることに同意するものとします。ただし、本規約又は約款の内容が、提携事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定める内容と矛盾・抵触する場合は、本規約又は約款の内容が優先的に適用されるものとします。

5 利用者が本サービスの利用を開始したときは、当社の定める約款、利用規約、その他規約等の内容に同意したものとみなします。

6 次の場合には、データ通信 SIM サービスを選択することができません。

(1) IP 通信網サービス契約の契約者が 20 歳未満であるとき。

(2) データ通信 SIM の利用者が 18 歳未満であると当社が認めたとき。

(申込みの承諾)

第 6 条 当社は、本サービスの申込みがあったときは、申込みを受け付けた順序に従って承諾致します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は次の場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 当該契約希望者に対して本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約希望者が当社接続サービスを事業用途に利用していると当社が判断したとき。

(3) 契約希望者が本サービスの料金または当社が提供するその他サービス(当社接続サービスを含みますがこれに限られません)の料金若しくはこれらのサービスに関する工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 契約希望者が、申込の際に虚偽の事項を申告したとき。

(5) 契約希望者から申込があったプランについて、申込があった日から過去 10 ヶ月以内の期間において、当該プランにかかる契約を解除していたとき。

(6) 契約希望者が、当社の定める IP 通信網サービス契約約款、本規約または本サービスに関する利用規約その他の規定に違反し、または違反するおそれがあると当社が

判断したとき。

- (7) 当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
  - (8) その他契約希望者に対して本サービスを提供することが適切でないと当社が判断したとき。
- 3 当社が契約希望者の申込に対して承諾した後に、当該契約希望者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社は、その承諾を取り消すことができます。

(契約内容の変更)

第7条 利用者は、当社に提出した申込み内容に変更があるときは、事前に当社所定の方法により当社に通知していただきます。

(利用料金の支払義務)

- 第8条 利用者は、当社に対し、選択した個別サービスの数に応じ、約款で定める利用料金（当社が約款で定める金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします）を支払う義務を負います。
- 2 前項に定める利用料金の支払義務は、利用者の実際の個別サービスの利用の有無にかかわらず、発生します。
  - 3 第1項の定めにかかわらず、本規約又は個別サービスに関する利用規約の定めにより未だ利用料金が発生していない個別サービスについては、選択した個別サービスの数に含まれないものとして利用料金を計算するものとします。
  - 4 各個別サービスについては、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日が属する月から起算して当該個別サービスの提供が終了するまでの期間について利用料金の対象となるものとします。なお、暦上の月の途中で利用料金の対象となった場合や暦上の月の途中で解約が行われた場合であっても、利用料金の日割計算を行い利用料金の減額を行うことはありません。

- 5 IP 通信網サービス契約の成立後に利用者が本サービスの利用を申し込んだ場合、又は利用者が追加申込若しくは変更申込により新たな個別サービスを選択した場合、各申込日が属する月の翌月から起算して当該個別サービスの提供が終了するまでの期間について利用料金の対象となるものとします。
- 6 各個別サービスに関する利用規約において、利用料金の対象について特別の定めをおく場合は、前 2 項の限りではありません。

(遅延損害金)

第 9 条 利用者が基本利用契約に基づき支払う義務がある利用料金その他の債務の支払いを遅延した場合には、利用者は、支払期日の翌日から完済に至るまで年利 14.5 パーセントの割合の遅延損害金を支払うものとします。

(個別サービスの追加申込)

第 10 条 利用者は、当社に対し、当社所定の方法による場合に限り、既に選択中の個別サービス（以下「個別サービス」といいます）に加えて、新たに選択する個別サービス（以下「新サービス」といいます）の利用について追加申込を行うことができます（以下「追加申込」といいます）。

- 2 当社は、前項に定める追加申込があった場合は、第 6 条に準じて申込みの承諾するものとし、前項の追加申込の効力は、当社が当該追加申込を承諾した時点をもって発生するものとします。
- 3 利用者は、第 5 条 3 項ただし書に定める選択が可能な個別サービスの範囲内で個別サービスを新たに選択して追加申込を行うことができるものとします。
- 4 IP 通信網サービス利用者が IP 通信網サービス契約の成立後に本サービスを申し込んだ場合、本条の規定を準用するものとします。

(個別サービスの変更申込)

第11条 利用者は、当社に対し、当社所定の方法による場合に限り、既存サービスから新サービスへの利用へ変更する内容の申込を行うことができます（以下「変更申込」といいます）。

2 前項の変更申込の効力は、当社が当該追加申込を承諾した時点をもって発生するものとします。

3 前項に定める変更申込の効力が発生した月の末日をもって、変更申込の対象となっている既存サービスの提供を終了します。

（個別サービスの中止申込）

第12条 利用者は、当社に対し、当社の所定の方法による場合に限り、既存サービスの利用を中止することができます（以下「中止申込」といいます）。

2 前項の中止申込の効力は、当社が中止申込を承諾した時点をもって発生するものとします。

3 前項に定める中止申込の効力が発生した月の末日をもって、中止申込の対象となっている既存サービスの提供を終了いたします。

4 利用者は、第5条3項ただし書に定める選択が可能な個別サービスの範囲内で既存サービスの中止申込を行うことができるものとします。

（権利の譲渡等の制限）

第13条 本規約に特段の定めがある場合を除き、利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡若しくは貸与し、本サービスを第三者に利用させ、又は本サービスを担保に供することができません。

2 本サービスの利用ができる者は、本サービスの利用者に限定するものとし、利用者は、第三者に本サービスを利用させることができないものとします。

（利用者による解約）

第14条 利用者は、当社所定の方法で予め通知を行う場合に限り、利用契約を解約することができます。

- 2 利用者が前項に基づき当社に解約の通知を行った場合、当社が当該通知を受領した月の末日をもって本契約は終了するものとします。
- 3 第1項の定めにかかわらず、本サービスの利用者は、個別サービスの利用料金発生の対象となった最初の日（複数の個別サービスを選択した場合、最初に利用料金発生の対象となった個別サービスを基準とします）から起算して1年間の間、利用契約を解約することができないものとします。
- 4 利用者の本サービスに係る一切の債務は、利用契約終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。また、利用契約の解約に伴い、当社は、利用者に対し既にお支払いいただいた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、利用者は、当社に対し何らかの請求権を取得することは一切ありません。

（当社が行う利用契約の解約等）

第15条 当社は、以下に該当する場合、何らの催告なしに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 利用者が約款、本規約または利用規約に定める事項に違反したものと当社が判断した場合。
  - (2) 本サービス月額料金その他の利用者の当社に対する債務（当社が債権譲渡した場合も含みます）が、支払期日を経過しても支払われない場合。
  - (3) 当社が本サービスの提供を終了した場合。
  - (4) 利用者が、支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- 2 利用者に係る IP 通信網サービス契約が終了又は契約者回線の利用が一時中断したときは、直ちに利用契約が終了するものとします。
  - 3 前二項により利用契約が終了した場合には、前条2項の規定が適用されるものとし



ます。

- 4 前二項又は前条第1項による利用契約の終了は、当社の利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

(サービスの停止)

第16条 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、当該利用者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービス月額料金その他の当社に対する債務(当社が債権譲渡した場合も含みます)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本契約に係る当社接続サービスの利用料金その他当社に対する一切の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 利用者が著しく頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に要する時間を故意に延伸するなどして当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
- (4) 当社の名誉又は信用を毀損したとき。
- (5) 本規約のいずれかの条項に違反したとき。
- (6) 当社または当社委託先に損害を与えたとき。
- (7) その他、本サービスの利用にあたり、当社が不適切と判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止を行うときは、あらかじめその理由、利用停止をする日およびその期間を当社の所定の方法により利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第1項の規定により本サービスの利用が停止された場合であっても、当該停止の期間中も利用者は利用料金の支払義務を免れないものとします。

4 当社は、第1項の規定により本サービスの利用停止により利用者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの中止・一時中止)

第17条 利用者は、次のいずれかに該当する場合、当社が本サービスの提供を中止  
または一時中断することを了承するものとします。

- (1) 本サービスの提供に関連する設備などのメンテナンス、点検を定期的・臨時的に行  
う場合。
- (2) 本サービスの提供に関連する設備にやむを得ない事由が生じた場合。
- (3) 停電、天災、地変、その他異常事態が発生、または発生するおそれのある場合。
- (4) 前号に定める異常事態により本サービスの提供の継続ができなくなった場合。
- (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場  
合。
- (6) その他、運用上または技術上、本サービスの中止または一時的な中断が必要と当社  
が判断した場合。

2 前項の規定による本サービスの提供の中止または一時的な中断により、利用者に生  
じた損害に対して、当社は、一切の責任を負わないものとし、かつ一切の補償、賠  
償を行わないものとします。

(本サービス提供の終了)

第18条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難と判  
断した場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に  
伴い利用契約を解除する場合は、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了  
する日を利用者に通知した上、当社が指定するホームページ等によりその旨周知  
を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(免責条項、損害賠償請求)

第19条 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰さない事情により利  
用者に生じた損害について賠償責任を負わないものとします。

- 2 個別サービスの提供にあたりサービスの申込みや選択(以下「申込等」といいます)が必要であるにもかかわらず利用者が申込等を行わない場合、又は利用者が個別サービスを実際には使用していない場合であっても、利用料金その他当社に対する金銭債務について支払義務を免れないものとし、当社は、既払分の利用料金の返還、精算等を行わないものとします。
- 3 申込等に要する一切の設備及び費用については、利用者が負担するものとします。
- 4 利用契約に関し当社が損害を被った場合、当社は、利用者に対し、損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、利用者の不可抗力により生じた損害については、この限りではありません。

(利用者における電子メールの受信等について)

第20条 個別サービスの提供にあたり、当社が利用者に対し電子メールの送信を行う場合、利用者に設定された基本メールアドレスに発信する方法により行うものとし、利用者は、当社からの電子メールが到達するように受信設定を行うものとします。

- 2 前項の電子メールの送信は、当社の電子メールの発信をもって利用者に到達したものとみなし、インターネット回線の不具合、利用者の受信設定その他当社の責めに帰さない事由によりメールを受信できなかったときであっても、当社は、利用料金の返還及び損害の賠償を行わないものとします。

(専属的裁判管轄)

第21条 本サービスに関し紛争が生じた場合、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 1

個別サービスの名称	内容
データ通信 SIM サービス	当社と提携する事業者が、データ通信専用の SIM カードを貸与し、インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるサービス。
パソコン機器補償サービス	当社と提携する事業者が、利用者が所有するパソコン等（いずれも当社が指定するもの）について、自然故障等を原因として、インターネット接続サービスが利用できなくなった場合に、修理若しくは新品との交換を行うサービス。
選べる定期ギフトサービス	当社が指定するリストの中から利用者が選んだギフトを当社が提供するサービス。
選べるエンタメサービス	当社と提携する事業者が提供する、動画サービス又は電子書籍サービスのうち、利用者が選択したサービスを当社が提供するサービス。

附則

(実施期日)

本規約は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。